

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入に係る制度設計の方向性について

資料 2

1 制度設計の方向性について

項目	当市の方向性	理由等	県内導入（予定）自治体の状況
(1) 導入の形態（根拠）等について	要綱で規定	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に先駆けて平成 27 年 11 月に渋谷区及び世田谷区の 2 自治体で始まり、全国の自治体もこのモデルを参考に制度を導入している。要綱を根拠にしている世田谷区型が多い。 ・条例で規定する場合は、行政がパートナーシップの関係にあることを証明するため、公正証書の提出等が必要である。 ・要綱で規定する場合は、パートナーシップであることを宣誓した場合、行政が「宣誓したことを認める制度」であるため公正証書の提出等は不要であり、申請手続が容易である。 ・現状、同性カップルに対する法律が存在せず、導入の形態（根拠）にかかわらず、法の範囲を超えて特段の法的効果を付与することができないなど、条例で規定するメリットが薄いことから、ほとんどの自治体が要綱での規定になっている。 	①要綱で規定 <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市、一関市、宮古市、矢巾町、北上市（予定）、紫波町（予定） ②条例で規定 <ul style="list-style-type: none"> ・県内事例なし
(2) 性的指向・性自認について	性的指向・性自認を問わない	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティ（LGBT 等）であることを条件とする場合と、性的指向・性自認を問わない場合がある。 ・導入に当たっては、誰もが暮らしやすい多様性を認め合う社会の実現を目的とすることから、性的指向・性自認を問わないものとする。 ・性的マイノリティのみを対象とした場合、当該証明書を持っていることが、望まないカミングアウトにつながるおそれがある。 	①宣誓者のいずれかが性的マイノリティ（LGBT 等） <ul style="list-style-type: none"> ・一関市、矢巾町、北上市（予定） ② 性的指向・性自認を問わない（事実婚等も対象とする） <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市、宮古市、紫波町（予定）
(3) 宣誓者の居住地について	双方又はいずれか一方が市内に居住	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の相互利用に関わる部分でもあることから、「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」に準拠する。 	①双方又はいずれか一方が市内に居住 <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市、一関市、宮古市、矢巾町、北上市（予定）、紫波町（予定）
(4) ファミリーシップ宣誓制度導入について	子と親を対象として導入する	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップ宣誓制度では対応できなかった、パートナーの子や親との関係性を示すことができるものであり、パートナーシップ宣誓制度を補完する性質を持つことから併せて導入する。 ・ファミリーシップ宣誓制度の対象者が、県内他自治体と同様に子と親とする。（祖父母や孫は含まない） 	①パートナーシップ宣誓制度と同時に導入（対象：子と親） <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市、一関市、宮古市、矢巾町、北上市（予定）、紫波町（予定）

項目	当市の方向性	理由等	県内導入（予定）自治体の状況
(5) ファミリーシップ宣誓対象者に係る生計同一要件	15歳未満の子については、生計が同一であること	<ul style="list-style-type: none"> ・子が成長することに伴い、経済的に独立するに至っても、親子の関係性は変わらないものである。 ・ファミリーシップの関係性も同様であると考えられるため、当該制度においても、本人の意思確認を前提として、子・親ともに生計同一であることを要件に加える必要性は低いと考えられる。 ・しかし、子については、本人の意思が確認できない場合や、子の親権者と監護し教育する監護権者が一致しない場合が想定されることから、ファミリーシップ宣誓を行う場合の要件として、実際に家族として養育している状態にある子に限るなど一定の基準が必要と考えられる。 ・このことから、本人の意思が確認できない年齢の子については生計が同一であることを要件に加える必要がある。 ・年齢要件については、家事事件手続法や人事訴訟法において、子が親権者を選択（意思決定）できる年齢を15歳以上と規定していることから、当該制度においても15歳以上は本人の同意をもって認定することとし、15歳未満の場合、生計同一の要件を加えることが適当であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①子及び親ともに生計が同一である <ul style="list-style-type: none"> ・一関市、矢巾町、北上市（予定） ②子と生計が同一である（親は生計同一であることを問わない） <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市 ③子が15歳未満である場合、生計が同一である（15歳以上の子、親は生計同一であることを問わない） <ul style="list-style-type: none"> ・紫波町（予定） ④子及び親ともに生計同一であることを問わない <ul style="list-style-type: none"> ・宮古市

参考：パートナーシップ宣誓制度の導入状況等

(1) 全国の導入状況

令和5年6月28日時点で328自治体が制度を導入（人口カバー率70.9%）、令和5年5月末時点で5,171組が制度を利用している。

(2) 県内の導入状況

導入状況	自治体名
導入済み	一関市（令和4年12月）、盛岡市（令和5年5月）、宮古市（令和5年9月）、矢巾町（令和5年10月） ※すべてファミリーシップ宣誓制度も導入
導入予定	北上市・紫波町（令和6年4月）、平泉町（令和6年度中）、花巻市（時期未定）
導入を視野に検討中	陸前高田市、奥州市、金ヶ崎町